

12月24日 JAL 不当解雇撤回裁判（客乗）高裁第5回口頭弁論の報告集会に参加して
(JALOB)

「解雇は、人員削減目標を達成していたことを隠し、
信義則違反の連鎖・集中の下に行われた権利濫用だった。」
—判決は5月15日に—

東京高裁では、双方から最終準備書面が提出され原告側からは弁護士及び3名の原告の意見陳述が行われ結審となりました。判決は来年5月15日に下されます。

冬晴れの澄みわたった空の下、裁判所前宣伝行動、裁判終了後の報告集会には200名以上が参加し、銀座デモも元気よく行われました。

当日の傍聴券は49枚で199名が抽選になりました、傍聴は出来ませんでしたので、報告集会の様子をお知らせします。

(代理人弁護士の報告から)

*更生手続下だから解雇は仕方ないと言う判断に対して日本で本格的に争う初めての事件であり、労働者を犠牲にしてはいけません。高い見識で公正な判断を示すことを訴えた。

198頁に及ぶ最終準備書面の内容でとりわけ、労働契約や労使関係における経過が信義則違反、不当労働行為の連鎖・集中とも言うべき権利濫用であり、解雇の目的が不当労働行為であることを主張した。

*2010年1月には解雇はしないと約束したのに、9月に入ると、いきなり解雇人選基準が出され、どんなに利益上げようが、どれだけ退職者がでようが一切解雇回避措置はとらなかった。

スト権が確立されたら支援金を出さないなどの攻撃を行い、組合の頭ごなしに一人一人を呼び出しての退職強要を行ってきた。

更生計画の人員削減達成期限を3ヶ月も前倒しにして、12月31日に解雇を強行した。

*12月31日の団交で、解雇を延ばせないのかの組合の訴えに、社長は「体制が整っていないので」といわけし、既に削減目標を上回っていることを隠したまま必要のない解雇を行った。

解雇の年齢基準、病欠基準はCCU組合員を狙い撃ちしたものでした。

(3名の原告の意見陳述の報告から)

①真面目に一日も欠勤することなく働いていたのに解雇。1審判決直後には住宅ローンの返済を1ヶ月以内の返却ができないなら18.25%の利子を付けて返せと会社から請求され、夜も寝れない状態だった事などを訴えた。

②フライトで倒れ救急車で運ばれ休職、復帰をめざして努力している中で、病欠基準で解雇。

解雇後すぐに1,580名もの新人採用が行われ、最近さらに200名が行われている状態なのに、自分たちが職場復帰できない事への悔しさ、疑問を訴えた。

③解雇されて3年、精神的に癒されることのない渴望感を訴えました。

又、会社の分裂労務政策は地上研修制度による第2組合育成、123便事故のテレビの記者会見のとき乗っていた客室乗務員に赤丸・青丸の組合所属別の印を付ける異常さ、監視ファイル事件の発覚、雇止め裁判で原告に逆謝罪を求めるなど様々な組合つぶし不当労働行為の連鎖だったことを訴えた。

(人権蹂躪への怒りが今日の意見陳述の中心)

報告集会では代理人弁護士から「支える会通信(2013年6月号)」に掲載された原告(乗員)の方の思いにある人権蹂躪への怒り、要求が今日の意見陳述にみなぎっていたと紹介されました。

「空を飛ぶことしか知らない男から、日本航空の経営は操縦桿を奪い取りました。それは労働者の生き甲斐を奪い取った瞬間であり、人生を蔑ろにした瞬間でした。そして、それは人間としての尊厳を蹂躪した瞬間でした。」